

富士宮市公立保育園再編計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、富士宮市が実施する「富士宮市公立保育園再編計画策定業務（以下「本業務」という。）の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

富士宮市公立保育園再編計画策定業務

(2) 業務内容

別添「富士宮市公立保育園再編計画策定業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、優先交渉者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 委託費

本業務に関する費用は、以下のとおりである。なお、金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 9,750千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
（年度別内訳） 令和8年度 4,750千円以内
令和9年度 5,000千円以内

3 スケジュール

選定に関するスケジュールは下表のとおりとする。

項 目	期間・期日
公募公告・ホームページ掲載・応募書類等の交付開始・質問書受付開始	令和8年6月12日（金）
質問書受付締切	令和8年6月19日（金）
質問書への回答	令和8年6月24日（水）
参加表明書受付締切	令和8年6月26日（金）
参加資格結果通知書交付	令和8年6月29日（月）
企画提案書等締切	令和8年7月3日（金）12:00まで
プロポーザル評価基準説明会	令和8年7月6日（月）13:30から
第1次審査期間	令和8年7月6日（月）から 令和8年7月13日（月）まで

第1次審査結果通知	令和8年7月14日（火）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月21日（火）9：00から
第2次審査結果通知	令和8年7月27日（月）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者
 - イ 引続き2年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を、参加表明書の受付期限日までに提出した者
- (3) 参加表明書の提出日において、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

5 参加手続き等

- (1) 参加に必要な書類の提出
 - ア 受付期間 令和8年6月26日（金）午後5時まで
 - イ 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市役所保健福祉部保育支援課
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）
 - エ 提出書類及び提出部数
 - (ア) 参加表明書（様式1） 1部
 - (イ) 会社概要書（様式2） 1部

(ウ) 企画概要書(様式3) 1部

※ 上記4(2)アに該当しない者は、「入札参加資格審査申請に準じた書類一覧表」(別表1)に掲げる必要書類をあわせて提出すること。

オ 参加資格等に係る質問は、随時受付・回答するものとする。

カ 参加を辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出するものとする。

(2) 参加資格結果通知について

参加表明書を受理した後、資格要件の審査を行い、全ての要件を満たしている者を有資格者として取り扱う。全ての参加者に対し、参加資格結果通知書(様式11)を、令和8年6月29日(月)に送付する。

6 企画提案書の作成方法等について

企画提案書は、「富士宮市公立保育園再編計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領(審査項目及び評価基準)」(別紙1)を熟読のうえ作成すること。

また、参加表明書の提出を受けた資格要件の審査の結果、参加資格有りとされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の構成

ア 企画提案書(様式6)及び関連書類

イ 参考見積書(様式7)

ウ 業務実績調書(様式8)

※用紙はA4版を基本(図表等でA3版を使用する場合はA4版に折ること)とし、横書き(左綴じ)で製本すること。印刷について、片面・両面は問わない。

(2) 企画提案書に関する質疑

ア 受付期間及び提出方法

令和8年6月12日(金)から令和8年6月19日(金)午後5時までに、質問書(様式9、9-1)を電子メールで提出すること。

イ 提出先

・メールアドレス：hoiku@city.fujinomiya.lg.jp

・電話：0544-22-1147 ※ 送信後、電話で受信状況を確認すること

ウ 回答期日及び回答方法

令和8年6月24日(水)午後5時までに、全ての参加者に対して回答を電子メールにより送信するとともに、市ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出方法

10部を紙に印刷し、令和8年7月3日(金)正午までに、郵送又は持参の方法で提出すること。郵送で提出する場合は、電話で到着状況を確認すること。

(4) 第1次審査(書面審査)結果通知について

評価点上位3者を選定する。

辞退届（様式10）提出者を除く全ての企画提案書提出者に対し、第1次審査（書面審査）結果通知書（様式12）を令和8年7月14日（火）に送付する。

7 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (6) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

8 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (1) 実施日 令和8年7月21日（火）午前9時から順次
※時間については個別に連絡する。
- (2) 場 所 富士宮市役所1階111会議室
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 審査時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内の合計30分以内とする。
- (5) 内 容 大型モニターの使用を可とする。また、提出した企画提案に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 順 番 審査の順番は、提案書の受理順とする。
- (7) 映像機器等 大型モニター（65型）、マイク、スピーカーは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内とする。
- (8) 第2次審査（プレゼンテーション）結果通知について
第2次審査参加者に対し、第2次審査（プレゼンテーション）結果通知書（様式13）を令和8年7月27日（月）に送付する。
- (9) その他 審査内容や採点等に関する問い合わせには、一切回答しない。プ

プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

9 審査について

提出された企画提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）により審査を実施し、その結果に基づいて優先交渉者を決定する。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった者を優先交渉者とし、さらに見積額が同額であった場合は、くじ引きにより決定する。